

第3章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の処理状況

本県が令和7年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和6年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は1,392千トンと推計されます。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計766千トン（排出量の65.3パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は366千トン（同31.2パーセント）、最終処分量は41千トン（同3.5パーセント）となっています。

表 3-1-1 産業廃棄物の排出及び処理・処分状況のまとめ（令和6年度）

項目	数量 ^{※1}	割合 ^{※2}	備考
不要物等発生量	1,392千t (1,392,151t)		総排出量+有償物量
総排出量	1,374千t (1,373,858t)		不要物等発生量-有償物量
排出量	1,173千t (1,173,126t)	100%	総排出量-動物のふん尿
再生利用量	766千t (765,765t)	65.3%	
減量化量	366千t (365,986t)	31.2%	排出量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	41千t (41,375t)	3.5%	
有償物量	18千t (18,293t)	—	
動物のふん尿	201千t (200,732t)		
資源化量	985千t (984,790t)		再利用量+有償物量+動物のふん尿

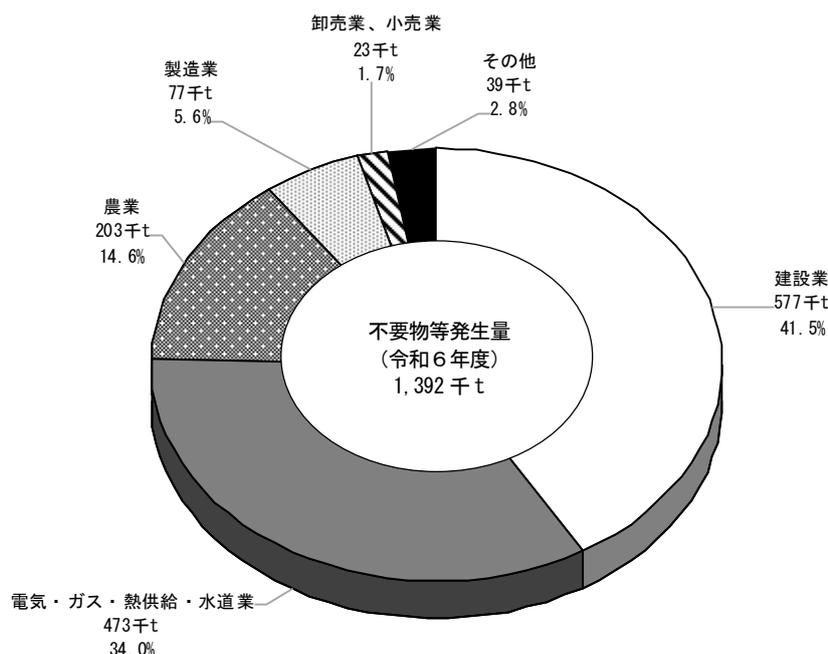
※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、() で示した数量により求めた。

ア. 発生状況

令和6年度において、県内の事業所等から発生した不要物等発生量は1,392千トンと推計されています。

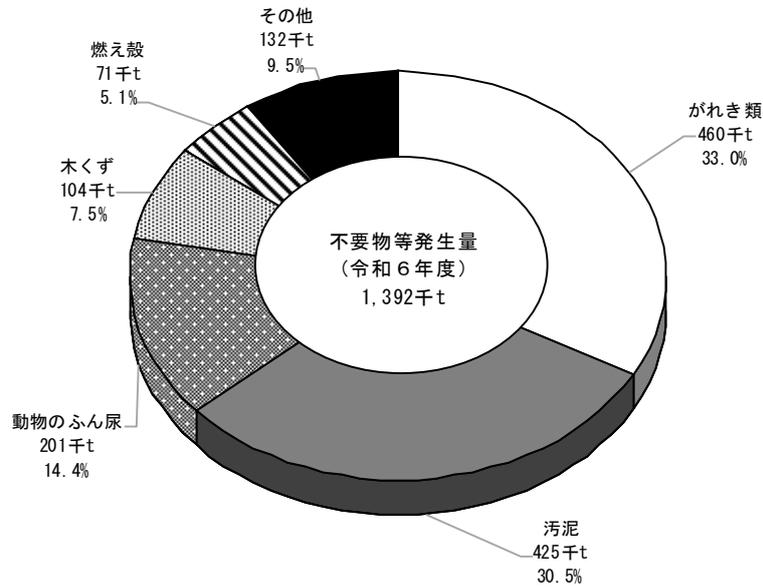
業種別に見ると、建設業が577千トンで最も多く、不要物等発生量全体の41.5パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業、農業、製造業、卸売業、小売業の順となっており、これらが上位5業種で全体の97パーセント以上を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-1 業種別不要物等発生量（令和6年度）

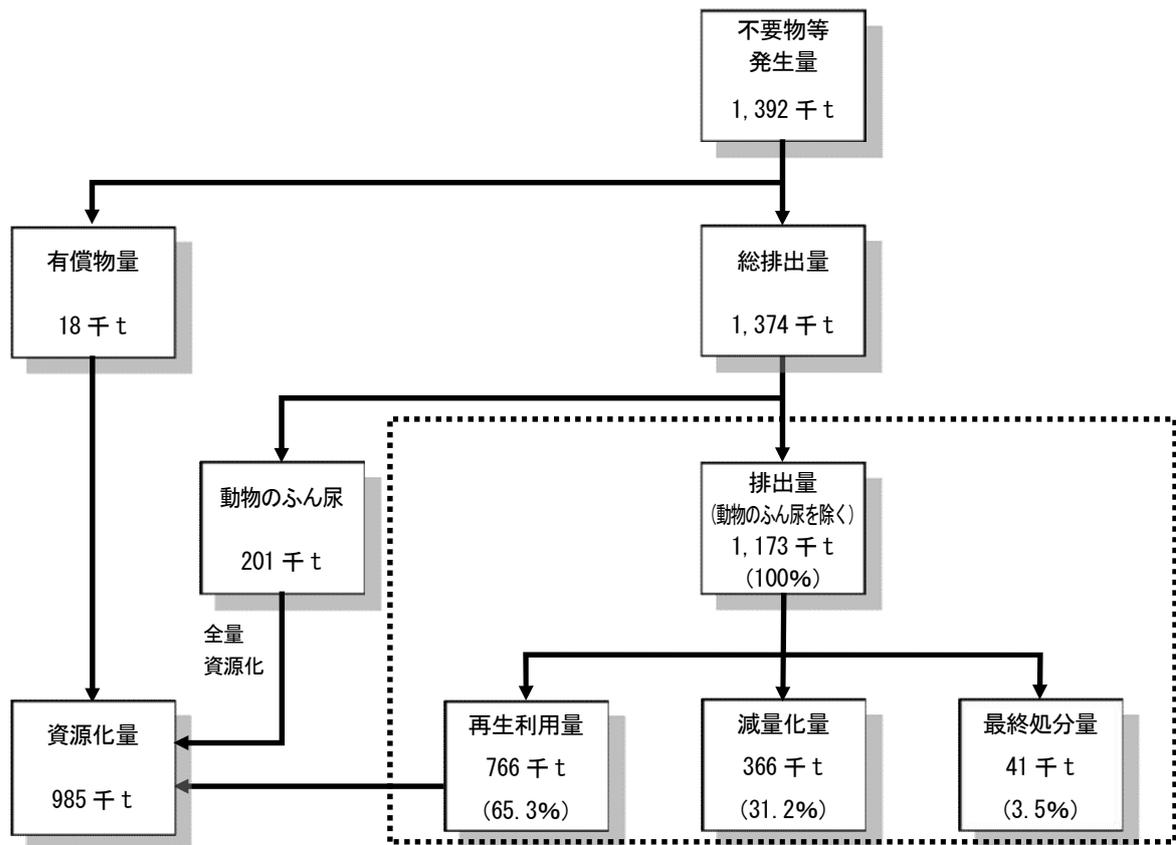
種類別に見ると、がれき類が460千トンで最も多く、不要物等発生量全体の33.0パーセントを占めています。次いで、汚泥、動物のふん尿、木くず、燃え殻となっており、上位5品目で全体の約90パーセントを占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-2 種類別不要物等発生量 (令和6年度)

産業廃棄物の概略処理フローは下図のとおりです。



- 注1) () は排出量に対する割合
 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。
 注4) [] 産業廃棄物の減量化目標に係る項目
 注5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。
- ・ 不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
 - ・ 総排出量 : 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
 - ・ 有償物量 : 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されることがなく有償で売却した量
 - ・ 資源化量 : 有償物量と再生利用量を合わせた量
 - ・ 動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
 - ・ 再生利用量 : 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
 - ・ 減量化量 : 排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量
 - ・ 最終処分量 : 排出事業者と処理業者等で最終処分された量

図 3-1-3 産業廃棄物の概略処理フロー（令和6年度）

💡 動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難です。また、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出量の状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

イ. 排出量の状況

不要物等発生量から有償物量 18 千トン及び動物のふん尿 201 千トンを除いた排出量は 1,173 千トンとなっています。

業種別排出量は、建設業が 573 千トンで最も多く、排出量全体の 48.8 パーセントを占めていますが、建設リサイクル法に基づく再生利用の取組が行われており、排出量に占める再生利用の割合は 94.7 パーセントと各業種の中で最も高くなっています。

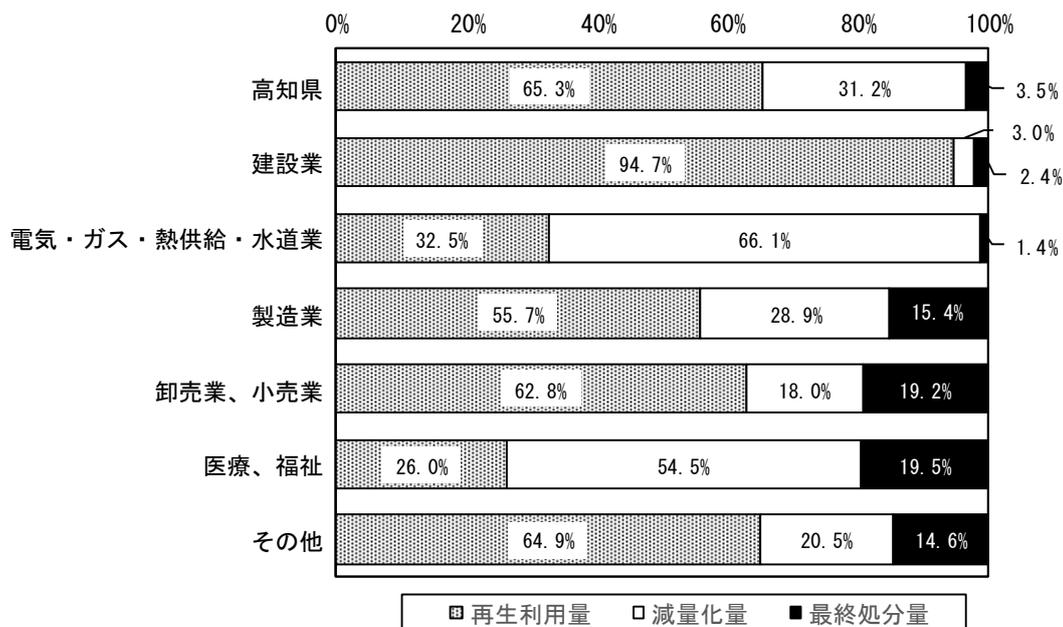
また、その他の業種では、電気・ガス・熱供給・水道業で、汚泥の脱水などにより減量化の割合が高くなるなど、県全体で再生利用、減量化が図られており、最終処分量を低く抑えています。

表 3-1-2 業種別の処理・処分状況（令和 6 年度）

[千 t]				
業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県	1,173 (100%)	766 (65.3%)	366 (31.2%)	41 (3.5%)
建設業	573 (100%)	542 (94.7%)	17 (3.0%)	14 (2.4%)
電気・ガス・熱供給・水道業	473 (100%)	154 (32.5%)	312 (66.1%)	7 (1.4%)
製造業	64 (100%)	36 (55.7%)	19 (28.9%)	10 (15.4%)
卸売業、小売業	23 (100%)	14 (62.8%)	4 (18.0%)	4 (19.2%)
医療、福祉	16 (100%)	4 (26.0%)	9 (54.5%)	3 (19.5%)
その他	24 (100%)	15 (64.9%)	5 (20.5%)	3 (14.6%)

注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-4 業種別の処理・処分状況（令和 6 年度）

種類別排出量は、がれき類が460千トンで最も多く、全体の39.2パーセントを占めています。

処理の内訳でみると、リサイクル率は、がれき類、燃え殻が特に高く、木くずも高くなっています。また、減量化率が高いものは汚泥で、県全体の減量化の多くを占めています。

がれき類は建設資材としての再生利用、汚泥は脱水による減量化、燃え殻はセメント原料化等中間処理を適切に行うことにより、最終処分の割合が低くなっていると推察されます。

一方、廃プラスチック類やその他に該当する鉱さい等は、本県での再生利用の方法や体制が十分に確立されておらず、減量化が進まないことから、最終処分の割合が高くなっていると考えられます。

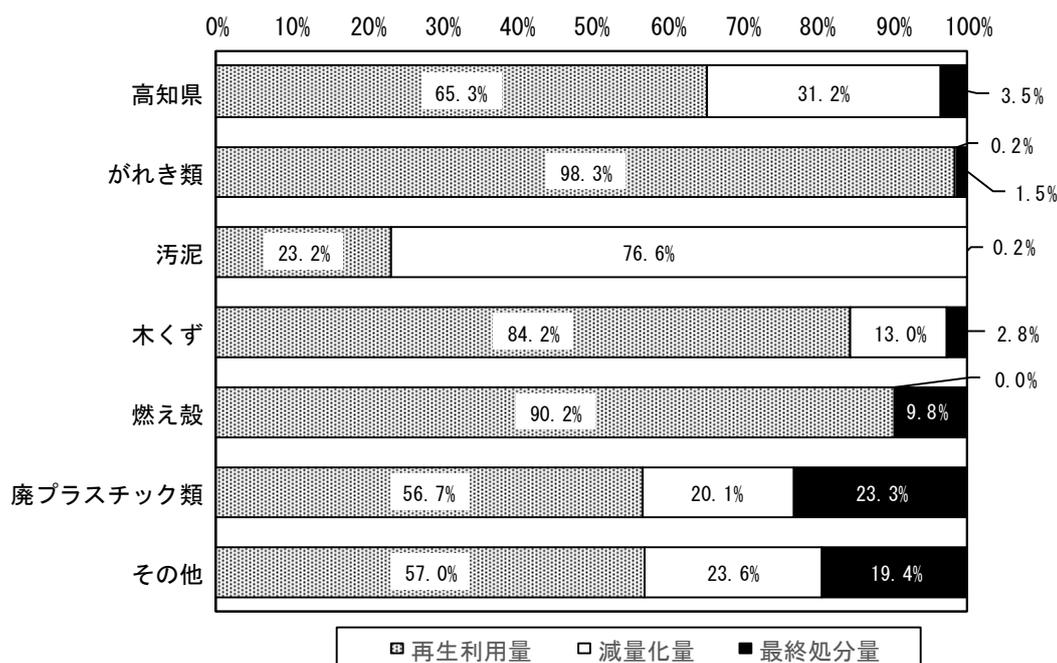
表 3-1-3 種類別の処理・処分状況（令和6年度）

〔千t〕				
種 類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県	1,173 (100%)	766 (65.3%)	366 (31.2%)	41 (3.5%)
がれき類	460 (100%)	452 (98.3%)	1 (0.2%)	7 (1.5%)
汚泥	425 (100%)	99 (23.2%)	325 (76.6%)	1 (0.2%)
木くず	99 (100%)	84 (84.2%)	13 (13.0%)	3 (2.8%)
燃え殻	71 (100%)	64 (90.2%)	0 (0.0%)	7 (9.8%)
廃プラスチック類	33 (100%)	19 (56.7%)	7 (20.1%)	8 (23.3%)
その他	85 (100%)	48 (57.0%)	20 (23.6%)	16 (19.4%)

注1) 千トン未満の量は、表中では0と記載している。

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

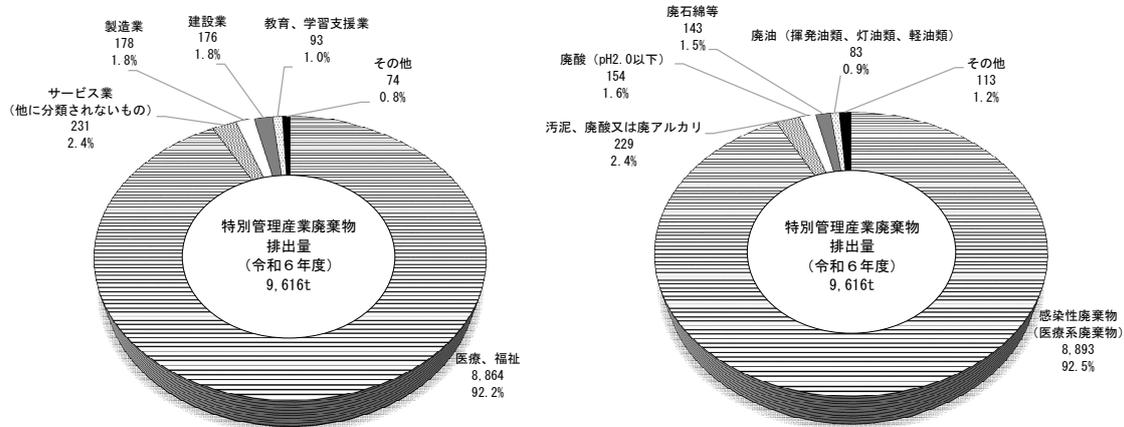


注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-1-5 種類別の処理・処分状況（令和6年度）

【参考】特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分の状況

令和6年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、9,616トンとなっており、業種別にみると、医療、福祉が8,864トンで最も多く、全体の92.2パーセントを占めています。排出量を種類別にみると、感染性廃棄物が8,893トンで最も多く、全体の92.5パーセントを占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出状況 (令和6年度)

特別管理産業廃棄物の処理・処分量の内訳をみると、排出量の1.8パーセントが再生利用され、73.4パーセントが減量化しており、残りの24.8パーセントが最終処分となっています。

排出量が最も多い感染性廃棄物の処理・処分状況は、74.9パーセントが中間処理として破碎・滅菌・焼却処理等により減量化され、25.1パーセントが最終処分されています。

汚泥、廃酸又は廃アルカリ (特定の有害物質を含むもの)、廃酸 (pH2.0以下) 及び廃油は、焼却や中和又は油水分離などの中間処理を経て、ほとんどが再生利用又は減量化されています。廃石綿等については、全量が最終処分されています。

特別管理産業廃棄物の種類別処理・処分状況 (令和6年度)

種類	排出量	処理・処分量		
		再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	9,616 (100%)	172 (1.8%)	7,056 (73.4%)	2,388 (24.8%)
感染性廃棄物 (医療系廃棄物)	8,893 (100%)	0 (0.0%)	6,660 (74.9%)	2,233 (25.1%)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ	229 (100%)	71 (31.1%)	151 (66.1%)	6 (2.8%)
廃酸 (pH2.0以下)	154 (100%)	48 (31.4%)	103 (66.8%)	3 (1.8%)
廃石綿等	143 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	83 (100%)	37 (43.9%)	45 (54.5%)	1 (1.6%)
その他	113 (100%)	16 (14.0%)	96 (84.8%)	1 (1.2%)

注1) () は排出量に対する割合

注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

(2) 処理業の許可及び処理施設の設置状況

令和7年4月1日現在、廃棄物処理法第14条の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が1,376件、処理・処分業者が114件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が130件、処理・処分業者が4件となっています。

表 3-1-4 処理業者の許可件数（令和7年4月1日現在）

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	
			高知県	高知市
産業廃棄物	収集・運搬業者	1,376	1,318	58
	処理・処分業者	114	83	31
	中間処理	105	76	29
	中間処理＋最終処分	9	7	2
	最終処分	0	0	0
特別管理 産業廃棄物	収集・運搬業者	130	122	8
	処理・処分業者	4	2	2
	中間処理	3	1	2
	中間処理＋最終処分	1	1	0
	最終処分	0	0	0

廃棄物処理法第15条の規定により許可された産業廃棄物の中間処理施設は、脱水施設が4施設、焼却施設が19施設、破碎施設が136施設となっています。

表 3-1-5 中間処理施設の設置状況（令和7年4月1日現在）

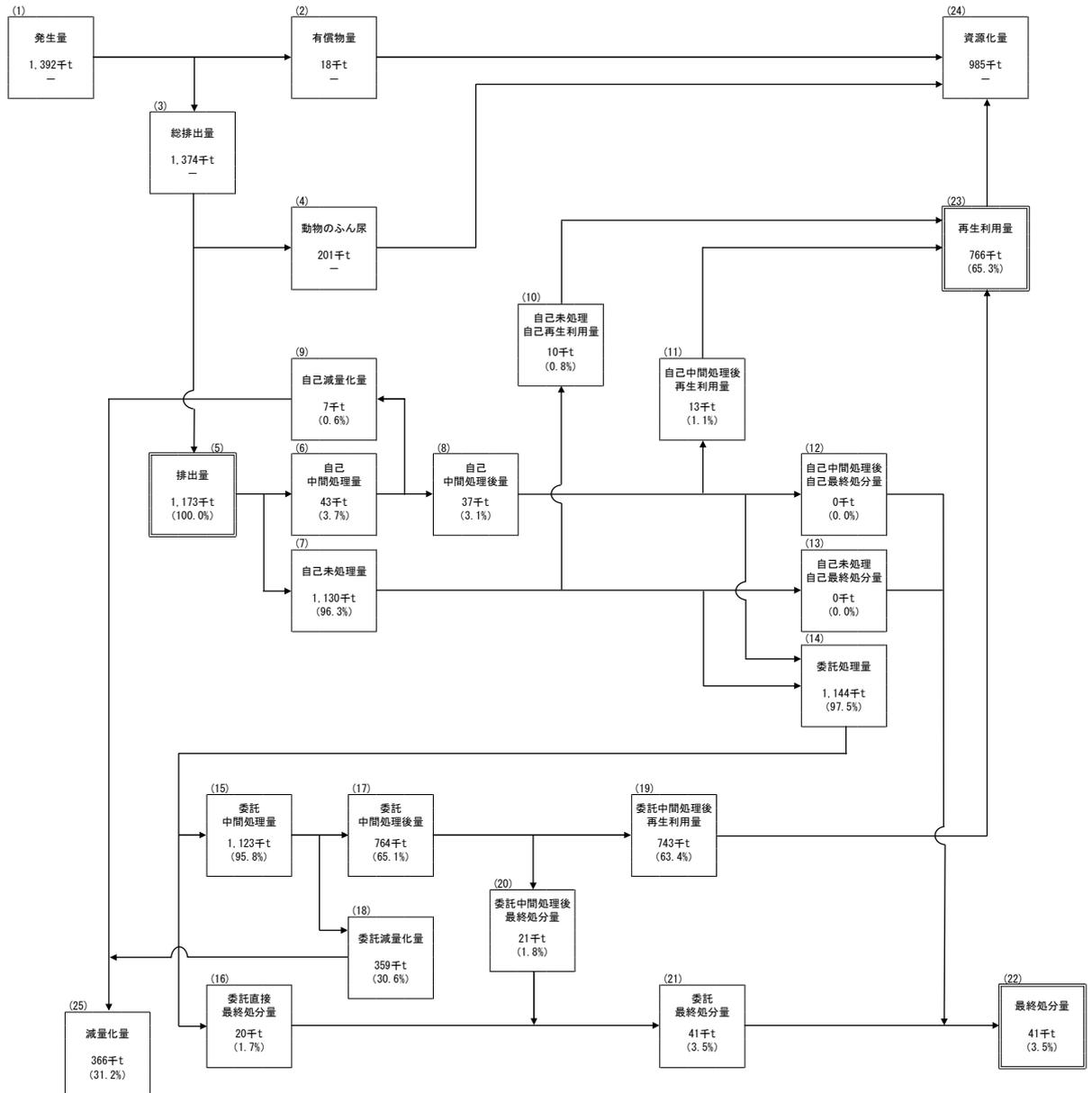
処 理	施設数	高知県	
		高知県	高知市
脱水	4	1	3
焼却	19	4	15
破碎	136	110	26
合計	159	115	44

最終処分場は、安定型が11施設、管理型が1施設となっています。

表 3-1-6 最終処分場の設置状況（令和7年4月1日現在）

最終 処分場	高知県			高知市		
	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)	施設数	許可容量 (m ³)	残容量 (m ³)
遮断型	—	—	—	—	—	—
安定型	9	3,513,809	2,278,401	2	458,497	365,325
管理型	1	122,704	13,573	—	—	—
合計	10	3,636,513	2,291,974	2	458,497	365,325

産業廃棄物の詳細な処理フローは下図のとおりです。



 減量化目標に係る項目

- 注1) () は(5)排出量に対する割合
- 注2) 量及び割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 3-1-6 産業廃棄物詳細処理フロー（令和6年度）

表 3-1-7 処理フローの用語の定義

フロー図 No.	項目	定義	
(1)	不要物等発生量	事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量	
(2)	有償物量	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、有償で売却した量	
(3)	総排出量	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量	
(4)	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	
(5)	排出量	(3)の総排出量のうち、(4)の動物のふん尿を除いた量	
(6)	自己処理	自己中間処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(7)		自己未処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理しなかった量
(8)		自己中間処理後量	(6)で自己中間処理された後の廃棄物量
(9)		自己減量化量	(6)の自己中間処理量から(8)の自己中間処理後量を差し引いた量
(10)		自己未処理自己再生利用量	(7)の自己未処理量のうち、有償で売却できないものを自ら利用した量
(11)		自己中間処理後再生利用量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は有償で売却した量
(12)		自己中間処理後自己最終処分量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら最終処分した量
(13)		自己未処理自己最終処分量	(7)の自己未処理量のうち、自ら最終処分した量
(14)	委託処理	委託処理量	(7)の自己未処理量及び(8)の自己中間処理後量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
(15)		委託中間処理量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(16)		委託直接最終処分量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(17)		委託中間処理後量	(15)で中間処理された後の廃棄物量
(18)		委託減量化量	(15)の委託中間処理量から(17)の委託中間処理後量を差し引いた量
(19)		委託中間処理後再生利用量	(17)の委託中間処理後量のうち、処理業者等が自ら利用し又は有償で売却した量
(20)		委託中間処理後最終処分量	(17)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(21)		委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(22)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計	
(23)	再生利用量	排出事業者と処理業者等で再生利用された量の合計	
(24)	資源化量	有償物量と動物のふん尿と再生利用量の合計	
(25)	減量化量	排出事業者と処理事業者等の中間処理により減量された量の合計	

2. 前回の計画目標の達成状況と課題

(1) 前回の計画目標の達成状況

ア. 本県の産業廃棄物の減量化目標

前回計画で定めた本県の産業廃棄物の減量化目標は、以下のとおりです。

本県の産業廃棄物の減量化目標（目標年度：令和7年度）

- ア. 排出量の増加を令和元年度に対し約1パーセントに抑制する。
- イ. 再生利用量を令和元年度水準（排出量の約72パーセント）に維持する。
- ウ. 最終処分量を令和元年度に対し、約1パーセント削減する。

イ. 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

前回計画の目標の達成状況は下表のとおりです。令和6年度の実績では、ア. 排出量が1,173千トン、イ. リサイクル率が65パーセント、ウ. 最終処分量が41千トンとなっており、令和6年度実績ではいずれの目標も達成していません。

一方、令和6年度実績で排出量：68千トン、最終処分量：7千トンの多量排出事業者1者が令和6年度末に事業を終了しているため、ア. 排出量及びウ. 最終処分量については、令和7年度の推計で目標を達成する見込みです（以下、当該事業者を「特定事業者」といいます）。

表 3-2-1 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

項目	R元年度 実績		R6年度 実績		R7年度 推計	R7年度 目標
排出量（千t）	1,125	→ 4.3%増	1,173	→	1,119	1,136
リサイクル率（%） （再生利用量（千t））	72.0 (809)	→ 6.7%減	65.3 (766)	→	63.2 (708)	72 (817)
最終処分量（千t）	41	→ 0.1%増	41	→	35	40

(2) 産業廃棄物の減量化目標の達成状況からみえる課題

- ・ 排出量については、下水道業からの「汚泥」や医療、福祉からの「感染性廃棄物（医療系廃棄物）」が増加しており、排出量の増加の主な要因となっています。
- ・ リサイクル率は、6.7ポイント減少しており、令和7年度においても目標の達成が困難な見込みです。排出量が増加している品目のうち「汚泥」については、ほぼ全量がリサイクルされているものの、乾燥による減量化量が大きいため、リサイクル率（再生利用量/排出量）は低くなります。加えて、リサイクル率が100パーセントに近い「がれき類」の排出量が令和元年度実績から約50千トン少なくなっており、リサイクル率低下の要因となっています。
- ・ 最終処分量については、排出量が増加したものの減量化量の大きい品目の増加であったため、微増にとどまっています。
- ・ 産業振興による県内経済の活性化と排出量・最終処分量の抑制の両立を図っていくため、引き続き、排出量の抑制や再生利用のための適正な分別の周知・啓発等に取り組んでいく必要があります。

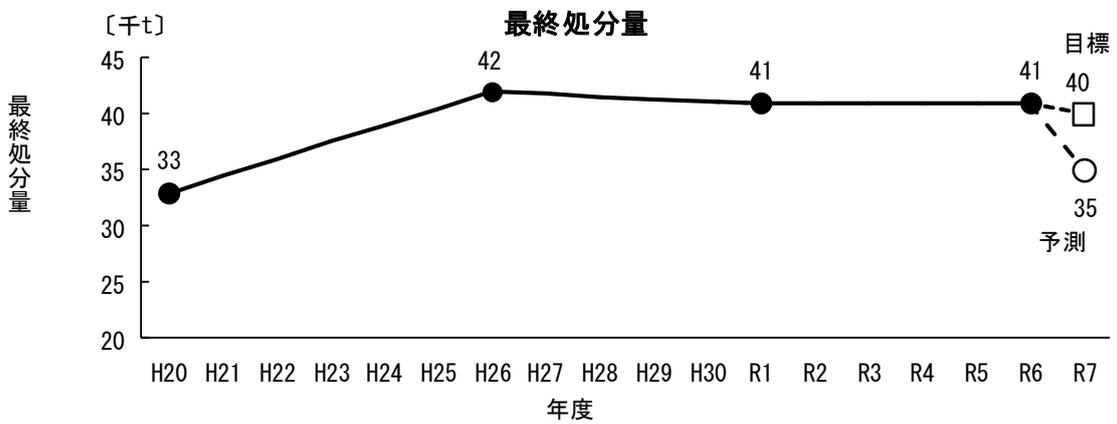
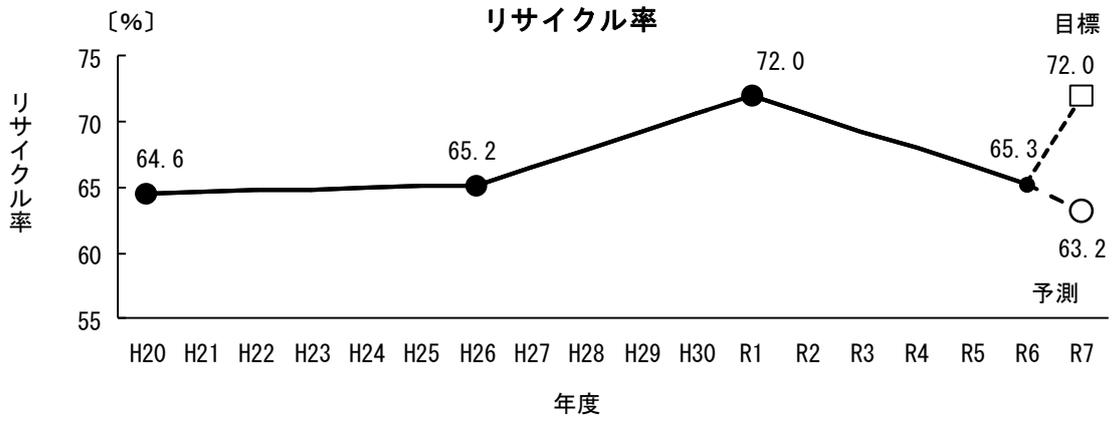
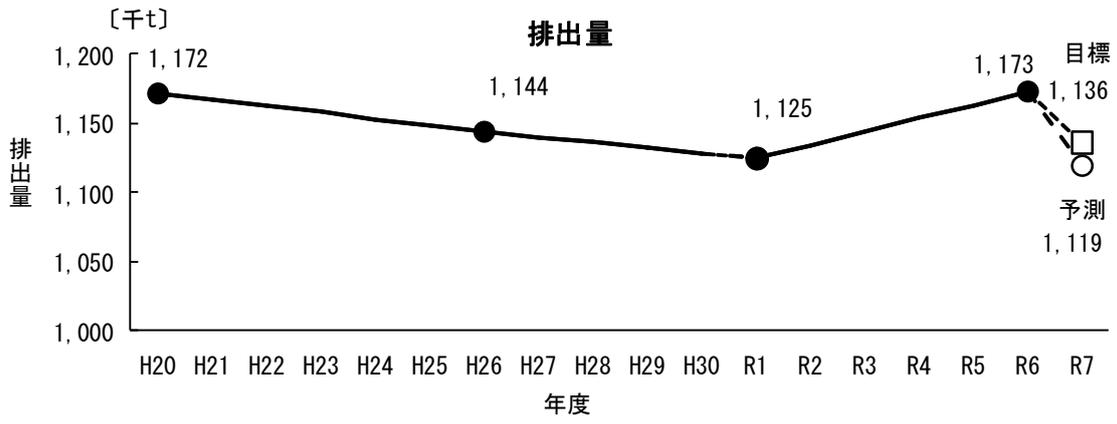


図 3-2-1 産業廃棄物の目標と実績の比較

3. 廃棄物発生量の見込み

(1) 将来予測

産業廃棄物の発生量及び排出量は、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況と業種ごとの活動量との関係は変わらない」と仮定して、「原単位法」により推計しました*。

将来における単位活動量当たりの産業廃棄物の発生量（原単位）は、現況と同じものを用いました。また、活動量は、実績値の推移状況から業種別に設定しました。

排出量に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、現況（令和6年度）と変わらないものとして業種別・種類別に推計しました。

※ 産業廃棄物の推計方法（「原単位法」）

産業廃棄物の推計は、排出原単位と活動指標による以下の式を原則として用いた。

$$(\text{産業廃棄物排出量}) = (\text{排出原単位}) \times (\text{地域の活動指標の推計値})$$

ここで、

- ・排出原単位：活動指標に応じた産業廃棄物の基本数値で、事業所等へのアンケートにより把握したもの
- ・活動指標：業種ごとの事業活動の目安となる指標で、以下のとおり設定し、統計資料等より推計したもの
 - 建設業：元請完成工事高
 - 製造業：製造品出荷額
 - 電気・ガス・熱供給・水道業：給水量、下水汚泥量
 - 医療・福祉機関：病床数、施設定員数
 - その他の業種：従業者数

なお、排出元が限定されるものは、原単位法を用いた推計によらず、事業所からの回答を集計して排出量とし、排出原単位が特殊な事業者の影響を受けないよう配慮した。

ア. 排出量

将来の産業廃棄物発生量は、令和12年度に1,335千トン（令和6年度から4.1パーセント減少）、令和17年度に1,328千トン（同4.6パーセント減少）と推計されます。

これは、特定事業者の排出量の減少を見込んだ上で、産業振興による経済の活性化や人口減少等を考慮したことによるものです。

同様の理由により、排出量についても、令和12年度に1,137千トン（令和6年度から3.1パーセント減少）、令和17年度に1,130千トン（同3.7パーセント減少）と、令和6年度の1,173千トンより減少すると推計されます。

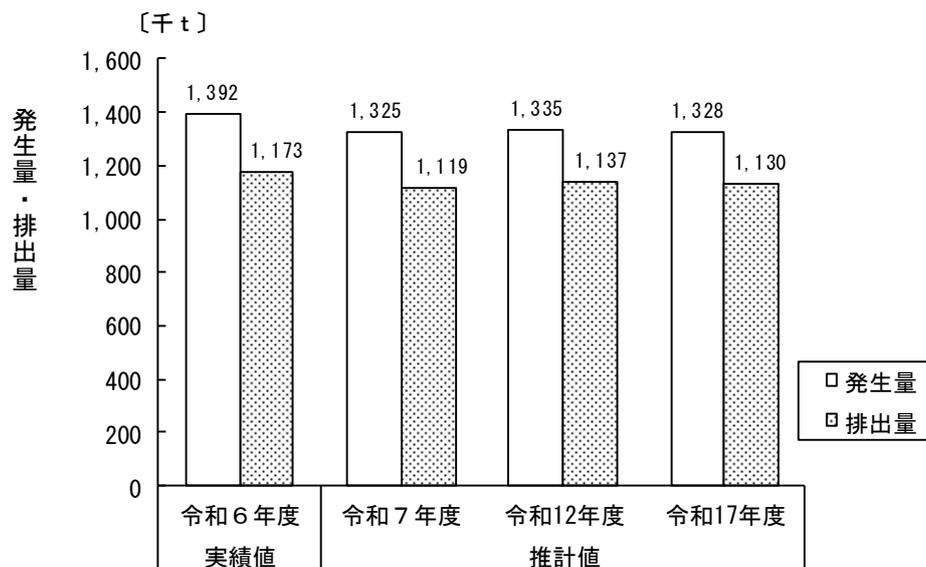


図 3-3-1 発生量、排出量の将来推計

表 3-3-1 排出量の将来推計（業種別・種類別）

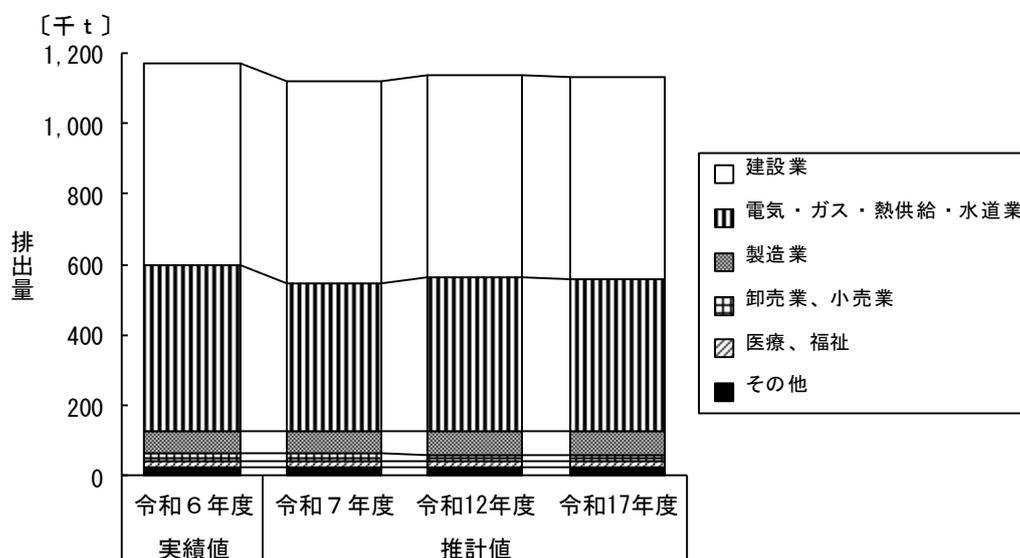
■業種別

■種類別

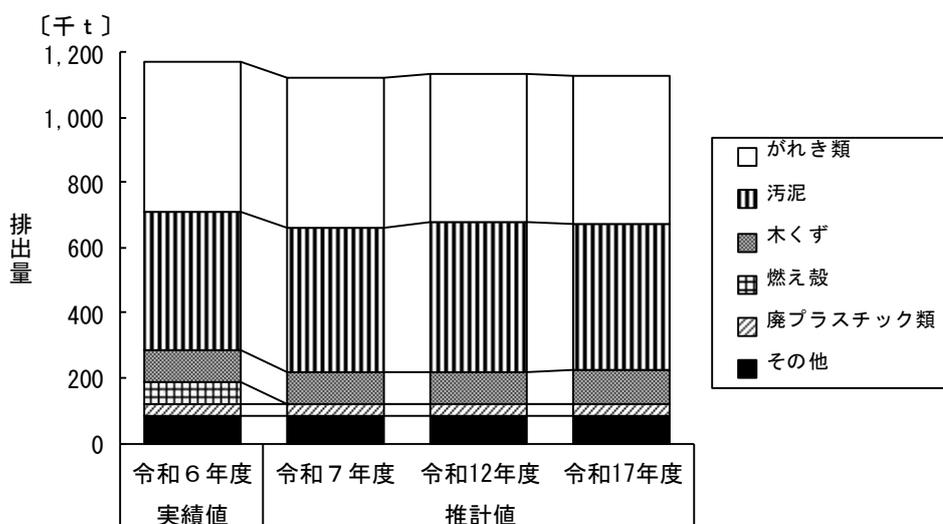
業 種	〔千 t〕				種 類	〔千 t〕			
	実績値 令和6年度	推計値 令和7年度	推計値 令和12年度	推計値 令和17年度		実績値 令和6年度	推計値 令和7年度	推計値 令和12年度	推計値 令和17年度
建設業	573	572	572	571	がれき類	460	460	459	459
電気・ガス・熱供給・水道業	473	419	437	430	汚泥	425	439	457	449
製造業	64	65	66	68	木くず	99	99	99	99
卸売業、小売業	23	23	21	19	燃え殻	71	3	3	2
医療、福祉	16	16	16	16	廃プラスチック類	33	34	34	35
その他	24	24	25	26	その他	85	85	85	86
合 計	1,173	1,119	1,137	1,130	合 計	1,173	1,119	1,137	1,130

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

■業種別



■種類別



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-2 排出量の将来推計（業種別・種類別）

イ. 処理・処分量

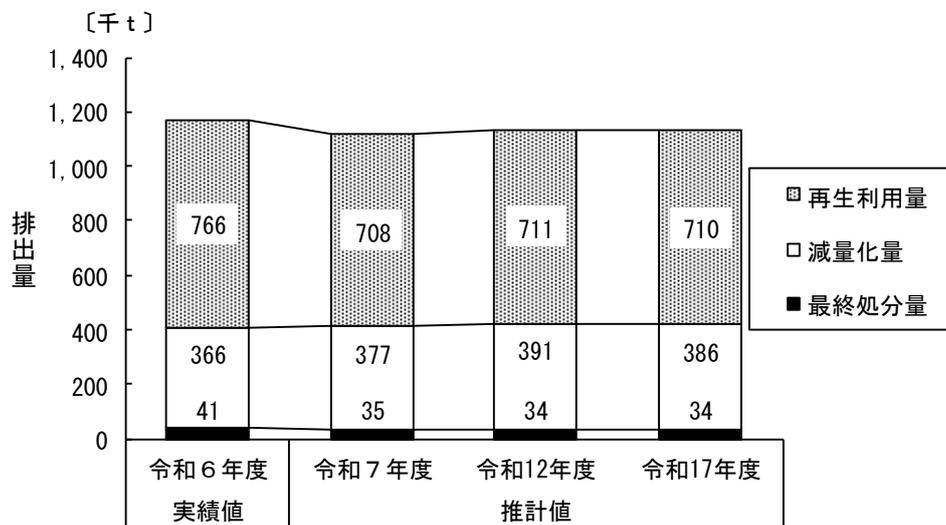
再生利用量、減量化量及び最終処分量は、特定事業者の事業終了に伴い、令和7年度に大きく減少し、その後ほぼ横ばいになると推計されます。

表 3-3-2 処理・処分量の将来推計

〔千t〕

項目	実績値	推計値		
	令和6年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
再生利用量	766	708	711	710
減量化量	366	377	391	386
最終処分量	41	35	34	34
合計	1,173	1,119	1,137	1,130

注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 3-3-3 処理・処分量の将来推計